

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 2023年11月1日

至 2024年1月31日

株式会社Liberaware

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 四半期財務諸表	16
(1) 四半期貸借対照表	16
(2) 四半期損益計算書	17
第2 四半期累計期間	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸殿
【提出日】	2024年6月25日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自 2023年11月1日 至 2024年1月31日）
【会社名】	株式会社Liberaware
【英訳名】	Liberaware Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関 弘圭
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
【電話番号】	043-497-5740(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 内田 太郎
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
【電話番号】	043-497-5740(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 内田 太郎

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間		自2023年8月1日 至2024年1月31日	自2022年8月1日 至2023年7月31日
売上高	(千円)	265,242	379,604
経常損失(△)	(千円)	△254,991	△635,861
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△255,942	△641,105
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失(△)	(千円)	△4,200	2,883
資本金	(千円)	220,000	94,990
発行済株式総数			
普通株式		66,800	66,800
A1種優先株式		14,500	14,500
A2種優先株式	(株)	8,700	8,700
B種優先株式		14,500	14,500
C種優先株式		15,200	15,200
D種優先株式		51,667	43,333
純資産額	(千円)	557,368	563,290
総資産額	(千円)	1,053,623	1,074,305
1株当たり四半期(当期)純損失 (△)	(円)	△14.96	△46.74
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	52.9	52.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△280,486	△637,967
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△2,560	△187,825
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	210,385	1,085,283
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)	536,012	608,673

回次		第8期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2023年11月1日 至 2024年1月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△4.55

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 当社は、第7期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
5. 当社は、2024年4月11日開催の取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産は869,201千円となり、前事業年度末に比べ23,116千円増加いたしました。これは主に受取手形及び売掛金が85,883千円、契約資産が43,826千円、製品が30,616千円増加したものの、現金及び預金が72,661千円、原材料及び貯蔵品が16,844千円、未収還付消費税等が41,212千円減少したことによるものであります。固定資産は184,421千円となり、前事業年度末に比べ43,798千円減少いたしました。これは主に棚卸資産への振替え等に伴い有形固定資産が44,042千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,053,623千円となり、前事業年度末に比べ20,681千円減少いたしました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債は226,804千円となり、前事業年度末に比べ24,000千円増加いたしました。これは主に契約負債が13,908千円、賞与引当金が31,216千円増加したものの、未払費用が26,215千円減少したことによるものであります。固定負債は269,450千円となり、前事業年度末に比べ38,760千円減少いたしました。これは長期借入金金が38,760千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、496,254千円となり、前事業年度末に比べ14,759千円減少いたしました。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は557,368千円となり、前事業年度末に比べ5,922千円減少いたしました。これは第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ125,010千円増加したものの、四半期純損失の計上により利益剰余金が255,942千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は52.9%（前事業年度末は52.4%）となりました。

(2) 経営成績の状況

当社は、「見えないリスクを可視化する」とのビジョンのもと、ドローン・ロボット等（以下「ドローン等」という。）により取得したインフラ施設・設備等の情報を、顧客の安全性・生産性向上に資するデータに加工し提供することで、喫緊の社会課題であるインフラ等の老朽化への対処や人手不足・担い手不足の解消に対するソリューションを展開しております。当該課題解決が、国内外企業の産業競争力の強化と、当社のミッションである「誰もが安全な社会を作る」の実現につながると考えております。また、将来的には当社の得意とする屋内の閉鎖空間（狭く、暗く、危険な空間が多い）を自由に飛行する、自律型ドローンの開発と、日本国内におけるユーザと同じ課題を抱える海外企業への展開も視野に、事業活動を進めてまいります。

当社がソリューションを提供している事業領域は、プラントメンテナンス・インフラメンテナンス・建設業界であり、施設・設備の老朽化・人手不足といった共通の課題を持っており、今後、よりニーズが高まることが見込まれる市場であります。また、当社の主力製品・サービスであるドローン・デジタルツインは、上述の事業領域における社会課題を解決するソリューションとして期待されており、ドローン市場は2028年に9,340億円（出典：インプレス総合研究所「ドローンビジネス調査報告書2023」）、DX市場は2030年に2.5兆円（出典：株式会社富士キメラ総研「2023 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）にまで拡大することが見込まれております。

さらに、目視点検等アナログな手法の代替手段の一つとして、ドローン等のデバイスやデジタル技術を用いた点検が導入・普及されることを企図し、2023年6月14日に、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が可決され、ドローンによる点検の認知度向上が期待されております。加えて、国土交通省は、2020年3月にBIM/CIMの活用ガイドラインを発表しBIM/CIM（※1）の原則適用を進めており、図面等の管理手法や建設現場の管理・維持管理の在り方の抜本的な変革の流れや、働き方関連法案に基づき2024年4月1日から始まる、建設や物流などの適用猶予事業者に対する労働時間規制強化の動きもありま

す。

このような環境の中、インフラ業界のDXを進めるべく、屋内狭小空間におけるドローン点検の社会実装やアナログ手法による設備点検や調査のデジタル化を推進してまいりました。

具体的な活動としては、2023年6月にリリースしたIBIS2の販売促進やBIM事業のローンチ、令和6年能登半島地震への当社オペレーターの派遣、福島第一原子力発電所向けのドローン開発及びデモ環境での実証、パーソルクロステクノロジー株式会社との業務提携などがあります。また、内閣府の主導するSBIR制度（※2）のうち、国土交通省管轄であるプロジェクト2件、「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」（2023年12月27日付採択）、及び「鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発・実証」（2024年2月2日付採択）の採択を受けました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高265,242千円、営業損失251,426千円、経常損失254,991千円、四半期純損失255,942千円となりました。

[用語解説]

- ※1 BIM/CIM：BIMとは、「Building Information Modeling」の略称であり、コンピュータ上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに、管理情報などの属性データを追加した構築物のデータベースを、建物の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で情報活用を行うためのソリューションを指す。
CIMとは、「Construction Information Modeling」の略称であり、管理対象となる機器などを識別したり複数の対象間の関係を記述する方法を定めた標準を指す。
- ※2 SBIR制度：SBIR制度とは、「Small Business Innovation Research」の略称であり、内閣府を司令塔とした予算支出目標を設定、研究開発初期段階から政府調達・民生利用まで、各省庁連携で一貫支援し、イノベーション創出、ユニコーン創出を目指す制度を指す。

なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。当社の主なサービス別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
点検ソリューション	71,557
プロダクト提供サービス	119,041
データ処理・解析サービス	16,840
TRANCITYプラットフォーム	10,534
ソリューション開発	47,269
合計	265,242

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ72,661千円減少し、536,012千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、280,486千円となりました。これは主に、税引前四半期純損失254,991千円、売上債権の増加額85,482千円、契約資産の増加額43,826千円、未収消費税等の減少額41,212千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2,560千円となりました。これは、無形固定資産の取得による支出2,340千円、有形固定資産の取得による支出220千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、210,385千円となりました。これは、株式の発行による収入249,145千円、長期借入金の返済による支出38,760千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、62,847千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

該当事項はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	68,000,000
計	68,000,000

(注) 2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月11日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が9,320,000株減少し、680,000株となっております。また、2024年4月11日開催の取締役会決議により、2024年4月12日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数が67,320,000株増加し、68,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2024年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	66,800	17,136,700	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 2
A1種優先株式	14,500	-	非上場	(注) 1
A2種優先株式	8,700	-	非上場	(注) 1
B種優先株式	14,500	-	非上場	(注) 1
C種優先株式	15,200	-	非上場	(注) 1
D種優先株式	51,667	-	非上場	(注) 1
計	171,367	17,136,700	-	-

(注) 1. 当社は、2024年3月19日開催の取締役会決議により、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2024年4月11日付で自己株式として取得し、その対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2024年3月19日開催の取締役会決議により2024年4月11日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、当社は、2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2024年4月11日開催の取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

3. 2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2023年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の数(個)※	3,830 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 383,000 (注) 1、7

新株予約権の行使時の払込金額（円）※	120 （注）2、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年11月2日 至 2033年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 120 資本組入額 60 （注）5、7
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を受けなければならない。（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※提出日の前月末（2024年5月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当て基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記（注）1.（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以

外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。
- ②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 上記2. (2) (ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合に、上記2. (2)に基づく調整を行うか否かは会社の取締役会が決定するものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の行使の条件等

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記ただし書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができないものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ②本新株予約権の行使は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされることを条件とする。
- ③本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
- ④本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することがで

きる。

- ①会社又は子会社（会社法第2条第3項に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②会社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - ⑨権利者が行方不明（会社が新株予約権者名簿に記載された住所に郵送にて連絡しても合理的期間内に返答がない場合は行方不明と見做される。）となった場合
- (4) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 会社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）から、以下の内容に従った新たな新株予約権を、権利者に交付させる。但し、当該合併に係る合併契約書、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画書又は当該株式分割に係る分割契約書若しくは分割計画において、以下の内容の定めがなされた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額と

- する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
本新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
7. 2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年11月1日～ 2024年1月31日	—	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 51,667	—	220,000	—	935,755

(注) 1. 普通株式への転換請求

定款に基づきA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得条項を行使したことにより、2024年4月11日付で、A1種優先株式14,500株、A2種優先株式8,700株、B種優先株式14,500株、C種優先株式15,200株及びD種優先株式51,667株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を104,567株交付しております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年4月11日で自己株式として保有するA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。

2. 2024年4月11日開催の臨時取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【大株主の状況】

2024年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
関 弘圭	千葉県船橋市	34,460	20.11
BIG 2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目3番32号	22,174	12.94
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合	東京都中央区日本橋兜町6番5号	21,000	12.25
千葉道場ドローン部1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	13,900	8.11
和田 哲也	東京都江戸川区	9,800	5.72
みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合	京都府京都市左京区吉田本町36番地1	9,800	5.72
千葉道場ドローン部2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	7,560	4.41
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号アルファ有限責任事業組合	東京都中央区日本橋兜町6番5号	6,800	3.97
野平 幸佑	千葉県千葉市中央区	6,400	3.73
価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合	東京都港区港南二丁目15番3号	4,500	2.63
計	—	136,394	79.59

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,136,700	17,136,700	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」に記載しております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	17,136,700	—	—
総株主の議決権	—	17,136,700	—

(注) 2024年4月11日開催の取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月11日付で1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式17,136,700株、議決権の数は17,136,700個、発行済株式総数の株式数は17,136,700株、総株主の議決権の議決権の数は17,136,700個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	富田 竜太郎	2023年10月31日
取締役	大前 創希	2023年12月31日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率 11.11%）

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2023年11月1日から2024年1月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年8月1日から2024年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当第2四半期会計期間 (2024年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	608,673	536,012
受取手形及び売掛金	17,426	103,309
契約資産	4,031	47,857
製品	13,880	44,497
仕掛品	15,260	17,246
原材料及び貯蔵品	106,583	89,738
前払金	16,960	9,409
前払費用	21,048	19,421
未収還付消費税等	41,212	—
その他	1,173	2,273
貸倒引当金	△165	△565
流動資産合計	846,084	869,201
固定資産		
有形固定資産	178,891	134,849
無形固定資産	4,895	6,099
投資その他の資産	44,432	43,473
固定資産合計	228,220	184,421
資産合計	1,074,305	1,053,623
負債の部		
流動負債		
買掛金	37	147
1年内返済予定の長期借入金	77,520	77,520
未払金	37,325	33,097
未払費用	60,879	34,663
未払法人税等	1,900	8,912
契約負債	21,637	35,545
賞与引当金	—	31,216
その他	3,505	5,701
流動負債合計	202,804	226,804
固定負債		
長期借入金	308,210	269,450
固定負債合計	308,210	269,450
負債合計	511,014	496,254
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,990	220,000
資本剰余金	1,168,861	1,293,871
利益剰余金	△700,621	△956,563
株主資本合計	563,229	557,307
新株予約権	60	60
純資産合計	563,290	557,368
負債純資産合計	1,074,305	1,053,623

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
売上高	265,242
売上原価	194,159
売上総利益	71,083
販売費及び一般管理費	※ 322,509
営業損失(△)	△251,426
営業外収益	
受取利息	0
物品売却益	380
その他	14
営業外収益合計	396
営業外費用	
支払利息	3,086
株式交付費	875
営業外費用合計	3,961
経常損失(△)	△254,991
税引前四半期純損失(△)	△254,991
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等合計	950
四半期純損失(△)	△255,942

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△254,991
減価償却費	31,563
受取利息	△0
支払利息	3,086
賞与引当金の増減額 (△は減少)	31,216
売上債権の増減額 (△は増加)	△85,482
契約資産の増減額 (△は増加)	△43,826
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△15,758
前払金の増減額 (△は増加)	7,550
未収消費税等の増減額 (△は増加)	41,212
仕入債務の増減額 (△は減少)	110
契約負債の増減額 (△は減少)	13,908
未払金の増減額 (△は減少)	△4,487
未払費用の増減額 (△は減少)	△26,215
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	7,962
その他資産の増減額 (△は増加)	1,855
その他負債の増減額 (△は減少)	2,195
その他	14,970
小計	△275,131
利息の受取額	0
利息の支払額	△3,455
法人税等の支払額	△1,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	△280,486
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△220
無形固定資産の取得による支出	△2,340
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,560
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△38,760
株式の発行による収入	249,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	210,385
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△72,661
現金及び現金同等物の期首残高	608,673
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 536,012

【注記事項】

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により、有形固定資産から製品へ9,655千円振替えております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
給料手当	83,696千円
賞与引当金繰入額	17,783
貸倒引当金繰入額	565
研究開発費	62,847

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
現金及び預金勘定	536,012千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	536,012

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、D種優先株式の第三者割当増資を受け、当第2四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ125,010千円増加しました。この結果、当第2四半期会計期間末において資本金が220,000千円、資本準備金が935,755千円となっております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当第2四半期会計期間 (2024年1月31日)
関連会社に対する投資の金額	34,000千円	34,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	38,087	33,887

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△4,200千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)

当社は、インフラDX事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、インフラDX事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
点検ソリューション	71,557
プロダクト提供サービス	119,041
データ処理・解析サービス	16,840
TRANCITYプラットフォーム	10,534
ソリューション開発	47,269
顧客との契約から生じる収益	265,242
その他の収益	—
外部顧客への売上高	265,242

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△14円96銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△) (千円)	△255,942
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△255,942
普通株式の期中平均株式数(株)	17,112,241
(うち普通株式(株))	(6,680,000)
(うちA1種優先株式(株))	(1,450,000)
(うちA2種優先株式(株))	(870,000)
(うちB種優先株式(株))	(1,450,000)
(うちC種優先株式(株))	(1,520,000)
(うちD種優先株式(株))	(5,142,242)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2024年4月12日付で普通株式1株につき株式100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。
3. 1株当たり四半期純損失(△)の算定上の基礎は、上記のとおりであります。なお、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年4月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月12日付けで株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年4月11日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	171,367株
株式分割により増加する株式数	16,965,333株
株式分割後の発行済株式総数	17,136,700株
株式分割後の発行可能株式総数	68,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年4月12日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については（1株当たり情報）に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月12日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前定款	変更後定款
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 680,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 68,000,000株とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2024年4月12日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2024年4月12日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	6,500円	65円

第2回新株予約権	7,000円	70円
第3回新株予約権	12,000円	120円

(単元株制度の採用)

当社は、2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月18日

株式会社Liberaware

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 敬馬

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 一哲

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Liberawareの2023年8月1日から2024年7月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2023年11月1日から2024年1月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年8月1日から2024年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Liberawareの2024年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上